

各種書類作成のご案内

当院では下記の支援に関する診断書を発行しています。

ご希望の方は、受付窓口または下記QRコードから
最終来院日から1週間以降のお日にちご予約をお取りください。

自立支援医療（精神通院）

指定医療機関（主たる受診先、調剤薬局、訪問看護事業者、デイケア・ナイトケア等、検査）での精神疾患による通院医療費（保険診療に限る）の一部を公費で負担する制度です。自己負担は原則医療費の1割となります。当院では、**初診日以降**に診断書の作成が可能です。（奈良市HPより一部引用）

精神障害者保健福祉手帳

発達障害等で支援が必要な方が、いろいろな制度を利用するために必要な手帳です。（奈良市HPより一部引用）
当院**初診日から6ヶ月以降**で診断書の作成が可能です。

障害年金

病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。
当院の**初診日から1年半が経過**し、**20歳**のお誕生日を迎える方に対し、診断書の作成が可能です。（日本年金機構HPより一部引用）

※各種診断書の費用は自費となります。費用の詳細は受付窓口にてご確認ください。

※書類のお渡しまで、期間を頂く場合がございます。予めご了承ください。

※各種制度の詳細に関しては、お住まいの市町村へご確認ください。

医療法人宗紀会 つくだクリニック

